

第1 審査会の結論

宮城県教育委員会は、本件異議申立ての対象となった部分開示決定において開示しないこととした部分について、別紙1のとおり開示すべきである。

第2 異議申立てに至る経過

- 1 異議申立人は、情報公開条例（平成11年宮城県条例第10号。以下「条例」という。）第4条の規定により、宮城県教育委員会（以下「実施機関」という。）に対し、平成12年3月27日に、「H10、11、12年度における長期研修、長期特別研修に関する一切の文書」について、開示の請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- 2 実施機関は、本件開示請求に対応する行政文書として、次のもの（以下「本件行政文書」という。）を特定した。

長期研修関係文書

- 平成12年度特殊教育長期研修の種別・定員の承認について（申請）
- 平成12年度長期研修員の種別定員の承認について（申請）
- 平成12年度長期研修員種別・定員の承認について（通知）
- 平成12年度長期研修員選考会議の開催について（依頼）
- 平成12年度長期研修員選考会議委員の派遣について（依頼）
- 平成12年度宮城県教育研修センター長期研修員選考会議要項
- 平成12年度宮城県特殊教育センター長期研修員選考会議要項
- 平成12年度長期研修員の承認について（申請）
- 平成12年度特殊教育長期研修員内定者及び研修期間の承認について（申請）
- 平成12年度長期研修員の承認について（通知）
- 平成12年度宮城県教育研修センター専門研修員の決定通知について（依頼）

長期特別研修関係文書

- 宮城県公立学校教員長期特別研修に関する要綱の制定について（通知）
- 宮城県公立学校教員長期特別研修に関する事前協議について（協議）
- 宮城県公立学校教員長期特別研修に関する事前協議について（協議）
- 宮城県公立学校教員長期特別研修に関する事前協議について（進達）
- 宮城県公立学校教員長期特別研修に関する事前協議について（協議）

「長期特別研修教員に関する検討会議」検討結果

宮城県公立学校教員長期特別研修に関する事前協議について（回答）

宮城県公立学校教員長期特別研修制度による長期特別研修教員に関する協議
について（報告）

教員長期特別研修について（依頼）

21 長期特別研修について（通知）

その上で、実施機関は、本件行政文書のうち、 から まで、並びに 及び
を開示し、その他の行政文書については、一部を除いて開示する部分開示決定
（以下「本件処分」という。）を行い、平成12年4月10日、開示しない理由
を次のとおり付して、異議申立人に通知した。

(1) 条例第8条第2号（平成12年宮城県条例第131号による一部改正後の第
8条第1項第2号。以下同じ。）に該当する。

「年齢、住所、学歴、教員免許状の種類、履歴等の個人に関する情報が含まれ
ている。」

(2) 条例第8条第5号及び同条第6号（平成12年宮城県条例第131号による
一部改正後の第8条第1項第6号及び同項第7号。以下同じ。）に該当する。

「長期研修事業の実施にあたっては、教員定数の中から両センターの長期研修
員の種別・定数の申請を受け、承認した定数内で、市町村立学校教職員に
あっては市町村等教育委員会が、県立学校にあっては所属長が推薦した者の中
から県教育長の選考を経て決定している。研修員候補者は、いずれも教育課題
の研究に携わることにより、教員として一層の資質向上が期待される中堅の
教員である。」

長期特別研修事業は、教育現場が抱える課題に適切に対応できるよう教員の
力量を高めるため、経験者研修の一層の充実を図るため新たに設けたもので
ある。対象者が、市町村立学校教員にあっては市町村等教育委員会が、県立
学校にあっては所属長が県教育長に事前協議を行い、県教育長が検討会議を
経て決定するものである。

これら一連の意思形成過程において調査・収集した資料に基づき交換される
情報を公開することは、当該事務事業又は将来の同種の事務事業を実施する上
で必要な資料を得ることに支障を生じ、行政内部の自由な意見交換及び情報
交換が妨げられるとともに、これら事業の公正又は円滑な執行に支障が生じる
ものである。」

3 異議申立人は、平成12年4月17日、行政不服審査法（昭和37年法律第

160号)第6条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対し異議申立てを行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書、意見書及び審査会における意見陳述で主張している異議申立ての内容を総合すると、おおむね次のとおりである。

- (1) 行政文書の原則公開という情報公開条例の趣旨に反しており、また、条例第8条第5号及び同条第6号に該当するとして部分開示処分としたことは、違法、不当である。
- (2) 教育事務所長の推薦順位等の情報を非開示とし、その理由として「意思形成に支障が生じ、研修事業の公正、円滑な執行に支障が生じる」としている。適正な基準で推薦順位等が決定されていれば、より一層県民の信頼が高まり、研修事業の公正、円滑な執行がより一層保障されるが、開示できないということは、適正な基準で選ばれていない(情実人事)ということを県民に抱かせ、かえって、不信感を招くおそれがある。
- (3) 公金で長期特別研修が行われるのであるから、教員の名前、所属、勤務状況、教育指導、校務分掌等の具体的な内容、学校における指導状況、所属長等の意見の情報について、納税者は知る権利がある。
- (4) 非開示の理由として、実施機関は「具体的な内容、状況・・・などが公開されると、意思形成に支障が生じ、研修事業の公正、円滑な執行に支障が生じる」と主張しているが、正しい情報、適正な方法での意思形成であれば、より一層研修事業の公正が図られ、円滑な執行も保障される。それを開示できないとあれば、間違った情報、不適正な意思形成(情実人事)が行われたと、県民に不信感を抱かせ、研修事業は不公正となり、円滑な執行ができなくなる。
- (5) 公金で研修の決定を審議することから、審議する人及び審議される人の名前並びに地位は公の情報であり、個人情報ではない。また、それを公開することによって、公開された本人は、過去の前科等を公開されるほどの著しい不利益を被ることは予想されない。

- (6) 長期研修の申請者等の選考資料では、事務所名、所属校名、氏名、研究種別が開示されているが、長期特別研修では、非開示である。公の職務に関わる職員の所属、職、氏名、教育事務所（公務所）、市町村等の情報は、個人情報でなく公の情報であることは、もはや周知の事実である。それらの情報が公開されることによって、公開された本人に危害が及ぶ等の著しい不利益が生じるとは予想されない。
- (7) 長期特別研修の対象となった教員は、教員として不適格と評価されたという不本意な感情を持つと思うが、税金を使って研修を受けるのであるから、その決定手続が適正に行われたのであれば、しっかり受け止めざるを得ない。当該研修制度が適正な手続をもって創設され、研修の対象となる教員の決定が適正に行われたのであれば、その過程をできる限り公開することが、適正に行われたということの担保になる。実施機関は対象教員が誰であるかが公開されたら当該教員の研修等に対する意欲が低下する等を心配しているが、その必要はない。
- (8) 県教育委員会は、長期特別研修の対象教員について、給料が下がったわけではなく、教員としての身分を変えたわけでもないので、当該教員に不利益を与えていないと言っている。当該研修が通常の研修と変わらないのであれば、通常の研修と同様に対象教員の氏名を公開してもよいという論理になる。
- (9) 本人が開示請求をした場合には、本人の学歴、職歴、休暇及び病気に関する情報等を公開してほしい。実施機関の開示請求への対応の仕方等について不信任感があり、これらの情報が改ざんされたり、書き換えをされていたら困る。
- (10) 長期特別研修の対象教員の決定については、憲法第31条で保障されている手続（告知、聴聞等）を経ておらず、このような憲法違反の処分は保護する利益を欠く。また、本件行政文書には憲法第13条の個人のプライバシー権や名誉権等を害する文言が多く、本人請求に当たっては、それらの権利を保護する上でも本件処分は認められない。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が理由説明書及び審査会における意見陳述で説明している内容を総合すると、おおむね次のとおりである。

- 1 本件行政文書の中には、年齢、住所、学歴、教員免許状の種類、履歴等の個人

に関する情報が含まれており，これらの情報は条例第8条第2号に該当する。

- 2 長期研修事業の実施にあたっては，教育研修センター及び特殊教育センターから長期研修員の種別・定数の申請を受け，承認した定数内で，市町村立学校教員の場合は市町村等教育委員会が，県立学校教員の場合は所属長が推薦した候補者の中から県教育長が選考して決定している。

他方，長期特別研修事業の実施にあたっては，市町村立学校教員の場合は市町村等教育委員会が，県立学校教員の場合は所属長が県教育長に事前協議を行い，検討会議を経て県教育長が決定するものである。

これら一連の意思形成過程において調査・収集した資料に基づき交換される情報を公開することは，当該事務事業又は将来の同種の事務事業を実施する上で必要な資料を得ることに支障を生じ，行政内部の自由な意見交換及び情報交換が妨げられるとともに，教員の資質向上のために重要不可欠なこれら研修事業の公正又は円滑な執行に支障が生じるものであり，条例第8条第5号及び同条第6号に該当する。

- 3 長期研修の対象教員の選考，決定に当たっては，個人情報取扱いに留意するとともに，推薦に際して率直な記載ができるよう，校長等の所見や推薦順位などの情報は公開しない取扱いとして手続を進めている。
- 4 長期特別研修の対象教員の選定に当たっては，市町村教育委員会又は県立学校長から当該教員に関する具体的で詳細にわたる情報を得る必要があり，それに基づき事実関係を的確に把握することが必要となる。また，所属長等が良心に従い，率直に意見を表明してこそはじめて決定に際しての最良の資料となるものであるため，これらの情報は公開しない前提で手続を進めている。
- 5 長期特別研修の実施に際しては，研修対象者自身の主体的，意欲的な取組みが不可欠であり，研修対象教員の氏名などが一般に公開されることとなれば，当該教員の主体的な研修意欲を減退させ，当該研修の目的を達成できなくなることが明らかに懸念される。また，対象教員にとって対外的に教育指導力を否定する方向での評価がなされることが避けられず，当該研修の対象教員であること自体が当該教員にとって秘匿されるべき事項である。

第5 審査会の判断理由

- 1 条例の基本的な考え方について

条例は，「地方自治の本旨にのっとり，県民の知る権利を尊重し，行政文書の開示を請求する権利」を明らかにすることにより，「県政運営の透明性の一層の

向上を図り，もって県の有するその諸活動を説明する責務が全うされるようにするとともに，県民による県政の監視と参加の充実を推進し，及び県政に対する県民の理解と信頼を確保し，公正で開かれた県政の発展に寄与することを目的」として制定されたものであり，原則公開の理念の下に解釈・運用されなければならない。

当審査会は，この原則公開の理念に立って，条例を解釈し，以下判断するものである。

2 本件行政文書の性格等について

本件行政文書は，長期研修及び長期特別研修の対象教員の選定関係の資料である。

(1) 長期研修について

長期研修は，教員の資質向上を掲げた「みやぎ新時代教育ビジョン」の実現のために，一人一人の教員に，よりふさわしい，より密度の濃い研修の機会を与えるように工夫するとともに，中核となって活躍する人材を継続的に育成していくことを目的とする制度である。

(2) 長期特別研修について

長期特別研修は，教員が，教育指導力等について特に学校現場を離れて再研修を要すると認められる場合に，学校以外の教育機関等における多面的な指導のもとに課題研修の達成や各種調査研究活動に携わることにより，当該教員の職務に対する主体的意欲と児童生徒に対する指導力の伸長を促し，教育現場が抱える課題に適切に対応できる力量を高めることを目的とする制度である。

以上のように，長期研修と長期特別研修は，その研修の性格を異にし，特に，長期特別研修は，教育指導力等に問題を抱える教員を対象に行う研修であることから，自ずと，当該研修に係る行政文書の開示・非開示の取扱いも両者で異なってくる。

なお，実施機関では，個人情報に配慮し，長期特別研修の対象となっている教員の氏名等は公にしていない。

3 審議の方法について

本件処分について，条例第8条各号の非開示理由の適用関係を整理すると，

(1) 第2号のみ

(2) 第6号のみ

- (3) 第 2 号及び第 5 号
- (4) 第 2 号及び第 6 号
- (5) 第 5 号及び第 6 号
- (6) 第 2 号，第 5 号及び第 6 号

に分類できる。特に第 5 号については，単独の非開示理由とはなっておらず，第 2 号や第 6 号に付随する関係となっている。したがって，審査会では，まず，第 2 号及び第 6 号の該当性を検討し，その後，第 5 号の該当性を検討する。

また，長期研修と長期特別研修は，上記 2 で述べたとおりその研修の性格を異にすることから，分離して検討する。

4 条例第 8 条第 2 号の該当性について

条例第 8 条第 2 号は，「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって，特定の個人が識別され，若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが，公開することにより，なお個人の権利利益が害されるおそれのあるもの」に該当する情報が記録されている行政文書を除き，実施機関は，行政文書の開示をしなければならないと規定している。これは，行政文書の開示による当該行政文書に記載されている第三者の権利利益の侵害を確実に回避し，個人の尊厳及び基本的人権を最大限に保護するため，個人が特定できる情報を包括的に非開示として保護することとしたものであり，さらに条例第 3 条第 1 項後段は，実施機関に，個人に関する情報が十分保護されるよう最大限の配慮をすることを義務づけ，その保護の徹底を図っている。

しかし，特定の個人が識別され，又は識別され得る情報の中にも，例外的に保護する必要がない情報があるため，同号ただし書は，「イ 法令の規定により又は慣行として公開され，又は公開することが予定されている情報」又は「ロ 当該個人が公務員（国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）第 2 条第 1 項に規定する国家公務員及び地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 2 条に規定する地方公務員をいう。）である場合において，当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは，当該情報のうち，当該公務員の職，氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分」が記録されている行政文書については，同号本文に該当する場合であっても，行政文書の開示をしなければならないと規定している。

(1) 長期研修関係文書について

以下，条例第 8 条第 2 号に該当するとして非開示とされた情報を分類し，個別に検討する。

ア 教員の年齢，現住所，居住地，最終学歴，教員免許状の種別

これらの情報は、条例第8条第2号本文に該当し、かつ、同号ただし書イ、口のいずれにも該当しないと認められ、非開示とすることが相当である。

イ 担当学年，担当教科，校務分掌

これらの情報は、条例第8条第2号本文に該当するが、当該教員の職務遂行の内容に係る情報として同号ただし書口に該当すると認められる。

ウ 長期研修関係文書 中の文書（通しページ25）

この文書は、教育事務所等ごとに長期研修の候補者を一覧にしたものであり、実施機関は当該文書を全面非開示としているが、当該文書に記録された情報は、本件処分により既に開示された長期研修の候補者の氏名等であることから、秘匿する利益に乏しく、条例第8条第2号に該当しないと認められる。

エ 長期研修関係文書 中の文書（通しページ36）

この文書は、教育事務所等ごとに長期研修の候補者を一覧にしたものであり、実施機関は当該文書を全面非開示としているが、当該文書に記録された情報は、候補者の年齢を除いて上記ウと同様であることから、年齢以外は条例第8条第2号に該当しないと認められる。

オ 長期研修関係文書 中の文書（通しページ37）

この文書は、教育事務所等ごとに長期研修の候補者を推薦順位を付して一覧にしたものであり、実施機関は当該文書を全面非開示としているが、当該文書に記録された情報は、候補者の年齢及び推薦順位を除いて上記ウと同様であり、年齢及び推薦順位以外は条例第8条第2号に該当しないと認められる。

(2) 長期特別研修関係文書について

長期特別研修は、教育指導力等に問題を抱え、学校現場を離れて再研修を要する教員を対象とするものであるから、「長期特別研修の対象教員である」ということ自体が、「当該教員は教育指導力等に問題を抱えているという評価がある」ということを意味すると認められる。このような教員個人に対する評価に係る情報は、当該教員の資質や名誉等にかかわり、通常他人に知られたくない個人に関する情報と考えられる。また、上記のような教員個人に対する評価に係る情報は、法令の規定により又は慣行として公開され、又は公開することが予定されているものとは認められず、公務員の職務遂行の内容に係る情報とも認められない。

以上のことから，長期特別研修の対象教員が直接的に識別される，又は他の情報と組み合わせること等により識別され得るような情報については，条例第8条第2号本文に該当し，かつ，同号ただし書イ，口のいずれにも該当しないものとして非開示とすることが相当である。

なお，個人に関する情報の識別性の判断に当たっては，当該研修の対象教員について，既に何らかの特別の情報を有していると考えられる関係者（例えば，長期特別研修の対象教員本人，当該教員の上司・同僚等学校関係者，当該教員が勤務している学校の生徒・父兄等）以外の者からみて，通常入手し得る他の情報と組み合わせることにより，個人を識別できるか否かを判断すべきである。

特に，本件については，長期特別研修の対象教員が数名であり，また，地域社会においてかなり関心の高い教育関係の情報でもあることを考慮すると，相当広範な地域住民が特定個人を識別し得ることとなる可能性が高いことから，個人情報に配慮した，より慎重な判断が求められる。

以上の点を踏まえ，長期特別研修関係文書について，実施機関が条例第8条第2号に該当するとして非開示とした情報を分類し，個別に検討する。

ア 教員の氏名，生年月日，年齢，住所，学歴及び職歴

教員の所属，教科・校務分掌等

文書番号

教育委員会名（市町村名，教育長の氏名及び公印）

教育事務所名（地方名，所長の氏名，担当者の氏名，電話番号及びファクシミリ番号）

学校名，校長の氏名及び公印

研修の実施機関名（研修場所）及び当該機関名が識別され得る研修内容

これらの情報は，対象教員が直接的に識別される，又は他の情報と組み合わせること等により識別され得るものであり，条例第8条第2号本文に該当し，かつ，同号ただし書イ，口のいずれにも該当しないと認められ，非開示とすることが相当である。

イ 教員の職

当該情報は，上記アに掲げた各情報を非開示とした場合には，対象教員が直接的に識別される，又は他の情報と組み合わせること等により識別され得るものとは考えられないことから，条例第8条第2号には該当しないと認められる。

ウ その他の情報

上記ア及びイ以外のその他の情報についても、個人に関する情報の識別性を考慮して開示・非開示の妥当性を判断した。その詳細について、上記ア及びイと併せて示すと別紙 1 のとおりである。

5 条例第 8 条第 6 号の該当性について

条例第 8 条第 6 号は、「県の機関又は国等の機関が行う検査，監査，取締り，争訟，交渉，渉外，入札，試験その他の事務事業に関する情報であって，当該事務事業の性質上，公開することにより，当該事務事業若しくは将来の同種の事務事業の目的が達成できなくなり，又はこれらの事務事業の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずると認められるもの」に該当する情報が記録されている行政文書を除き，実施機関は，行政文書の開示をしなければならないと規定している。

(1) 長期研修関係文書について

以下，条例第 8 条第 6 号に該当するとして非開示とされた情報を分類し，個別に検討する。

ア 教育事務所長及び校長所見，応募回数，推薦順位

これらの情報は，公開することにより，当該研修の候補者を選考する上で必要とされる校長等の率直な意見を得ることが困難になると認められることなどから，条例第 8 条第 6 号に該当すると認められ，非開示とすることが相当である。

なお，応募回数については，実施機関は条例第 8 条第 6 号のみを非開示理由としているが，長期研修の候補者の個人情報でもあることから，条例第 8 条第 2 号も非開示理由とすべきである。

イ 研修希望種別，研修歴，研究歴，特殊教育担当，研究テーマ

これらの情報は，公開することにより当該研修の候補者の選考事務に支障が生じるとは考えにくく，条例第 8 条第 6 号に該当するとは認められない。

なお，当該情報は長期研修の候補者の個人に関する情報でもあるが，その具体的な内容等から考えると，条例第 8 条第 2 号のただし書イ又は口に該当すると認められる。

ウ 長期研修関係文書 中の文書（通しページ 37）

この文書は，条例第 8 条第 2 号の該当性の検討のところでも述べたように，教育事務所等ごとに長期研修の候補者を推薦順位を付して一覧にしたものである。

実施機関は、当該文書に推薦順位が記載されていることから、これが知られると校長等から率直な意見等が得られなくなり、選考事務に支障が生じる等として当該文書を全面非開示としている。

しかしながら、前述したように当該文書中の情報は、候補者の年齢及び推薦順位を除けば、本件処分により既に開示された長期研修の候補者の氏名等であって秘匿する利益に乏しく、また、当該文書中に記録された推薦順位の数字のみを非開示とすれば足りると認められることから、当該文書を全面非開示としたことは妥当ではない。

(2) 長期特別研修関係文書について

長期特別研修は、その研修の性格から、市町村等教育委員会等から収集した情報が公開されれば、当該事務事業又は将来の同種の事務事業を実施する上で必要な情報を得ることに支障を生じ、行政内部の自由な意見交換及び情報交換が妨げられ、また、教員の資質向上のために重要不可欠なこれら研修事業の公正又は円滑な執行に支障が生じるとの実施機関の主張は、十分理解できるところである。

また、実施機関は、長期特別研修関係文書に係る非開示部分について、一部（研修の期間等）を除き、全て条例第8条第2号と併せて同条第6号に該当するとしているが、長期特別研修の性格を考慮すると、対象教員や情報提供者等が識別され得る情報まで公開することとした場合には、情報提供者が情報の提供を躊躇した結果、詳細な情報が得られなかったり、校長等から率直な意見を得られなくなる等、当該研修事業の公正又は円滑な執行に支障が生じると認められる。したがって、当該文書に限っては、対象教員が識別され得るとして条例第8条第2号に該当すると認められる情報については、同条第6号にも該当するという関係にあると認められる。

なお、実施機関が条例第8条第6号のみに該当するとして非開示とした「研修の期間」については、既に公にされている情報であり、秘匿の利益は有せず、同号には該当しないと認められる。

6 条例第8条第5号の該当性について

条例第8条第5号は、「県又は国等の事務事業に係る意思形成過程において行われる県の機関内部若しくは機関相互又は県の機関と国等の機関との間における審議、検討、調査、研究等に関する情報であって、公開することにより、当該事務事業又は将来の同種の事務事業に係る意思形成に支障が生ずると明らかに認められるもの」に該当する情報が記録されている行政文書を除き、実施機関は、行政文書の開示をしなければならないと規定している。

この趣旨は、県又は国等の最終的な意思は、機関内部での調査、研究、企画、

調整，検討又は関係機関との審議，協議等を繰り返しながら形成されるのが一般的であり，このような最終的な意思決定に至る過程における情報の中には，公開することにより，県民に無用の誤解を与え，又は無用の混乱を招くことがあり，また，機関内部の会議等における自由な意見交換，情報交換が阻害されるものがあるが，このような事務事業又は将来の同種の事務事業に係る意思形成に支障が生ずると明らかに認められる場合には，行政文書の開示をしないこととしたものである。

ただし，本号により行政文書の開示をしないのは，県政運営の説明責任の観点から，客観的かつ明白に支障が生ずると判断される情報が記録されている場合だけに限られるものである。

実施機関は，意思形成過程において調査，収集した資料が公開されることにより，長期特別研修等の事務事業，又は同種の事務事業に支障が生じると主張する。

しかし，平成12年度における長期特別研修の対象となる教員の決定は終了しているため，当該事務事業に係る最終的な意思形成は既に終了している。また，本件行政文書について一部を開示したとしても，将来の同種の事務事業に係る意思形成に支障が生ずると明らかに認められるとまでは言えない。

以上のことから，条例第8条第5号を非開示理由とすることは妥当ではない。

7 本人への開示等について

本件開示請求は，請求者本人に関する情報に係る行政文書の開示請求であるが，条例は広く何人に対しても請求を認め，自己情報の開示について何ら例外規定を設けていない。したがって，行政文書の開示の可否の判断に当たっては，当該情報が請求者本人に関する情報であるか否かにかかわらず客観的な基準をもって判断すべきものであり，開示請求者が誰であるかは考慮すべきものではない。

なお，当審査会は，本件処分に係る条例上の非開示理由について判断を行うものであり，当該理由に影響を及ぼさない異議申立人の主張の適否については，当審査会の判断する内容ではない。

8 結 論

以上を十分に踏まえ，実施機関が非開示と判断した部分について，審査会が行った判断は別紙1のとおりである。

9 付帯意見

当審査会としては，条例に基づく情報の公開の可否の判断とは別に，今回の

審議の対象となった長期特別研修について，当該研修は対象となった教員に対して多大の影響を及ぼす性格の研修であることから，対象教員の選考に当たっては弁明の機会を与える等の手続を経る必要があるものと考え。この種の研修は，当該研修の目的を達成するためにも，できる限り対象となった教員本人が納得して研修を受けることができるよう，実施機関は努めるべきであると考え。

第6 審査の経過

当審査会の処理経過は，別紙2のとおりである。

実施機関の判断に対する審査会の判断

【長期研修】

本文 文書	通し ページ	実施機関の判断				審査会の判断					
		非開示部分	非開示条項			非開示条項			結論	開示部分	判断の根拠
			2号	5号	6号	2号	5号	6号			
	22 ～ 24	教員の年齢							非開示	なし	個人のプライバシーに係る情報である。
	25	全部(候補者一覧)							開示	全部	既に開示されている情報と同質である。
	35	教員の年齢							非開示	なし	個人のプライバシーに係る情報である。
	36	全部(応募状況)							部分開示	教員の年齢以外の部分	既に開示されている情報と同質である。
	37	全部(応募状況)							部分開示	教員の年齢(2号にのみ該当)及び推薦順位以外の部分	既に開示されている情報と同質である。
	38 ～ 48	教員の年齢, 現住所(市町村), 最終学歴(卒業年月日), 教員免許状の種別, 担当学年, 担当教科, 校務分掌							部分開示	担当学年, 担当教科, 校務分掌	公務員の職務遂行の内容に係る情報である。
		研究希望種別(第1希望, 第2希望), 研修歴, 研究歴, 特殊教育担当, 研究テーマ, 教育事務所長及び校長所見							部分開示	研究希望種別(第1希望, 第2希望), 研修歴, 研究歴, 特殊教育担当, 研究テーマ	公開することにより事務事業に支障が生じるとは認められず, また, 公務員の職務遂行に関連する情報でもある。
		応募回数, 推薦順位									
	51 ～ 53	教員の年齢							非開示	なし	個人のプライバシーに係る情報である。
	56	教員の年齢							非開示	なし	個人のプライバシーに係る情報である。
	62	教員の居住地							非開示	なし	個人のプライバシーに係る情報である。

【長期特別研修】

本件文書	通しページ	実施機関の判断				審査会の判断					
		非開示部分	非開示条項			非開示条項			結論	開示部分	判断の根拠
			2号	5号	6号	2号	5号	6号			
18	文書番号, 教育委員会名(市町村名, 教育長の氏名及び公印), 教員の所属・職・氏名, 長期特別研修を必要とする理由								部分開示	教員の職, 長期特別研修を必要とする理由	個人が識別される情報ではない。
19	1行目1文字目から5文字目まで, 及び意見書の具体的内容								部分開示	2行目6文字目から7文字目まで 2行目12文字目から6行目3文字目まで 9行目1文字目から3文字目まで 14行目から21行目4文字目まで 21行目12文字目から24行目まで 25行目8文字目から31行目まで 32行目4文字目から33行目3文字目まで 34行目1文字目から3文字目まで 34行目9文字目から23文字目まで	個人が識別される情報ではない。
20	意見書の具体的内容								部分開示	4行目から5行目まで 9行目から15行目まで 17行目1文字目から2文字目まで	個人が識別される情報ではない。
21	全部(意見書に添付された参考資料)								部分開示	1行目 2行目7文字目 3行目 4行目4文字目から5行目3文字目まで 5行目8文字目 7行目1文字目から2文字目まで 8行目から11行目12文字目まで 12行目1文字目から12文字目まで 13行目から14行目2文字目まで 14行目34文字目から16行目3文字目まで	個人が識別される情報ではない。

								18行目1文字目から3文字目まで 20行目1文字目から3文字目まで 25行目1文字目から3文字目まで 29行目1文字目から3文字目まで 41行目	
22	全部(意見書に添付された参考資料)						部分開示	1行目1文字目から3文字目まで 3行目から4行目まで 10行目1文字目から9文字目まで 11行目6文字目から18文字目まで 13行目から14行目18文字目まで 15行目6文字目から15文字目まで 21行目から22行目まで 24行目から28行目まで 33行目6文字目から37行目7文字目まで 38行目 43行目6文字目から23文字目まで 46行目 49行目	個人が識別される情報ではない。
23	全部(意見書に添付された参考資料)						部分開示	1行目から2行目まで 4行目6文字目から19文字目まで 4行目24文字目から36文字目まで 9行目1文字目から7文字目まで 9行目21文字目から30文字目まで 12行目1文字目から7文字目まで 13行目から14行目18文字目まで 17行目 20行目1文字目から13文字目まで 20行目24文字目から21行目まで 27行目から29行目まで 49行目	個人が識別される情報ではない。
24	全部(意見書に添付された参考資料)						部分開示	7行目 18行目	個人が識別される情報ではない。

									27行目から31行目まで 35行目から37行目まで	
25	文書番号,教育委員会名 (市町村名,教育長の氏名 及び公印)							非開示	なし	個人が識別され得る情報である。
26	教員の所属・職・氏名,長期特別研修を必要とする理由							部分開示	教員の職 4行目から7行目3文字目まで 7行目31文字目から10行目まで	個人が識別される情報ではない。
27	長期特別研修を必要とする理由							部分開示	1行目 12行目から13行目まで 20行目1文字目から19文字目まで 24行目	個人が識別される情報ではない。
28	長期特別研修を必要とする理由							部分開示	6行目から11行目まで	個人が識別される情報ではない。
29	意見書の具体的内容							部分開示	2行目から3行目3文字目まで 4行目1文字目から3文字目まで 7行目 13行目から14行目5文字目まで 14行目10文字目から16行目5文字目まで 16行目11文字目から20文字目まで 18行目 33行目から35行目14文字目まで 36行目から38行目まで	個人が識別される情報ではない。
30	文書番号,教育事務所名 (地方名,所長の氏名,担当者の氏名,電話番号及び ファクシミリ番号),教育委員会名(市町村名)							非開示	なし	個人が識別され得る情報である。
31	文書番号,学校名,校長の氏名及び公印,教員の所属・職・氏名,長期特別研修を必要とする理由,校長の意見							部分開示	教員の職 21行目から23行目まで 29行目から30行目まで	個人が識別される情報ではない。
32	全部(報告書)							部分開示	1行目から2行目6文字目まで 3行目5文字目から14文字目まで	個人が識別される情報ではない。

33 5 35	所属校、職・氏名(生年月日), 教科・校務分掌等(平成11年度), 学歴及び職歴						部分開示	教員の職 33ページ 4行目1文字目から2文字目まで 33ページ 5行目9文字目から11文字目まで 33ページ 6行目9文字目から11文字目まで 33ページ 9行目1文字目から3文字目まで	個人が識別される情報ではない。
	勤務の状況(休暇, 病気, 出退勤等)						非開示	なし	個人が識別され得る, 又は個人のプライバシーに係る情報である。
	教育指導力についての状況(教科指導, 学級経営, 児童・生徒指導等), PTAの対応, 校務分掌等についての状況(校務分掌, 対管理職・教員・保護者の状況等), 学校(地教委)でのこれまでの対応状況, 学校(地教委)の意見等, その他, 当該教員に対して行われるべき長期特別研修の内容, その他							部分開示	34ページ 7行目8文字目から29文字目まで 34ページ 15行目から18行目7文字目まで 34ページ 26行目1文字目から9文字目まで 34ページ 31行目1文字目から7文字目まで 35ページ 2行目 35ページ 9行目から20行目8文字目まで 35ページ 20行目13文字目から22行目1文字目まで 35ページ 22行目6文字目から28行目まで 35ページ 31行目から32行目まで
36 5 39	所属校、職・氏名(生年月日), 教科・校務分掌等, 学歴及び職歴, 勤務の状況(休暇, 病気, 出退勤等), 教育指導力についての状況(教科指導, 学級経営, 児童・生徒指導等), 校務分掌, 教職員との協調性, 上司との関係, 保護者等の関係, 地元からの県教委に対する申入れ等と県教委の対応(近時のもの), 学校(地教委)でのこれまでの対応状況, 学校(地教委)の意見等, 当該教員に対して行われるべき長期特別研修の内容, その他						部分開示	教員の職 36ページ 4行目1文字目から2文字目まで 36ページ 5行目9文字目から11文字目まで 36ページ 6行目1文字目から3文字目まで 36ページ 7行目1文字目から3文字目まで 36ページ 24行目1文字目から3文字目まで 36ページ 24行目9文字目から25行目まで 38ページ 11行目 38ページ 14行目 38ページ 29行目から39ページ 3行目24文字目まで 39ページ 3行目29文字目から5行目1文字目まで	個人が識別される情報ではない。

									39° -ジ 5行目12文字目から11行目まで 39° -ジ 14行目から15行目まで	
40)	所属校、職・氏名(生年月日), 教科・校務分掌等, 学歴及び職歴							部分開示	教員の職 40° -ジ 4行目1文字目から2文字目まで 40° -ジ 5行目9文字目から11文字目まで 40° -ジ 6行目1文字目から3文字目まで 40° -ジ 7行目1文字目から3文字目まで	個人が識別される情報ではない。
42	勤務の状況(休暇, 病気, 出退勤等)							非開示	なし	個人が識別され得る, 又は個人のプライバシーに係る情報である。
	教育指導力についての状況(教科指導, 学級経営, 児童・生徒指導等), 校務分掌等についての状況(校務分掌, 対管理職・教員・保護者の状況等), 学校(地教委)でのこれまでの対応状況, 学校(地教委)の意見等, 当該教員に対して行われるべき長期特別研修の内容, その他							部分開示	41° -ジ 26行目1文字目から25文字目まで 41° -ジ 28行目から29行目まで 41° -ジ 32行目 42° -ジ 7行目から17行目8文字目まで 42° -ジ 17行目14文字目から22行目まで 42° -ジ 25行目から26行目まで	個人が識別される情報ではない。
45)	(教育委員会名(市町村名), 教員の所属・職・氏名)							部分開示	教員の職	個人が識別される情報ではない。
46										
47	教育事務所名(地方名), 教員の所属・職・氏名							部分開示	教員の職	個人が識別される情報ではない。
48	学校名, 教員の所属・職・氏名							部分開示	教員の職	個人が識別される情報ではない。
49	教員の所属・職・氏名							部分開示	教員の職	個人が識別される情報ではない。
50	文書番号, 教育事務所名(地方名, 所長の氏名), 教育委員会名(市町村名, 教育長の氏名及び公印)							非開示	なし	個人が識別され得る情報である。
51	文書番号, 教育委員会名(市町村名, 教育長の氏名及び公印), 教員の所属・職・氏名							部分開示	教員の職	個人が識別される情報ではない。

	52	教育委員会名(市町村名, 教育長の氏名及び公印), 教員の所属・職・氏名						部分開示	教員の職	個人が識別される情報ではない。
	54	市町村名, 学校名						非開示	なし	個人が識別され得る情報である。
	55 }	(教育委員会名(市町村名), 教員の所属・職・氏名, 研修の実施機関名)						部分開示	教員の職	個人が識別される情報ではない。
	56		研修の期間					開示	全部	既に公にされている情報と同質である。
	57	教育事務所名(地方名), 教員の所属校・職名・氏名						部分開示	教員の職	個人が識別される情報ではない。
	58	学校名, 教員の所属・職・氏名, 研修の実施機関名						部分開示	教員の職	個人が識別される情報ではない。
			研修の期間					開示	全部	既に公にされている情報と同質である。
21	59	研修の実施機関名						非開示	なし	個人が識別され得る情報である。
	60	全部(研修プログラム)						部分開示	1行目15文字目から13行目4文字目まで 14行目から21行目10文字目まで 21行目13文字目から28行目6文字目まで 28行目9文字目から36行目8文字目まで 36行目11文字目から43行目6文字目まで 43行目9文字目から46行目まで	個人が識別される情報ではない。
	61	研修の実施機関名						非開示	なし	個人が識別され得る情報である。
	62	全部(研修プログラム)						部分開示	1行目17文字目から13行目4文字目まで 14行目から21行目10文字目まで 22行目から28行目6文字目まで 29行目から36行目8文字目まで 37行目から43行目6文字目まで 44行目から46行目まで	個人が識別される情報ではない。

63	学校名, 教員の職・氏名, 研修の実施機関名						部分開示	教員の職	個人が識別される情報ではない。
64	全部(研修プログラム)						部分開示	1行目15文字目から13 行目4文字目まで 14行目から21行目10 文字目まで 21行目13文字目から2 8行目6文字目まで 28行目9文字目から36 行目8文字目まで 36行目11文字目から4 3行目6文字目まで 43行目9文字目から46 行目まで	個人が識別される情報ではない。
65	教員の所属・職・氏名, 研 修の実施機関名						部分開示	教員の職	個人が識別される情報ではない。
66	全部(研修プログラム)						部分開示	1行目15文字目から13 行目4文字目まで 14行目から21行目10 文字目まで 21行目13文字目から2 8行目6文字目まで 28行目9文字目から36 行目8文字目まで 36行目11文字目から4 3行目6文字目まで 43行目9文字目から46 行目まで	個人が識別される情報ではない。
67	教育事務所名(地方名), 教員の所属・職・氏名, 研 修の実施機関名						部分開示	教員の職	個人が識別される情報ではない。
68	全部(研修プログラム)						部分開示	1行目17文字目から13 行目4文字目まで 14行目から21行目10 文字目まで 22行目から28行目6文 字目まで 29行目から36行目8文 字目まで 37行目から43行目6文 字目まで 44行目から46行目まで	個人が識別される情報ではない。
69	全部(研修プログラム)						部分開示	1行目15文字目から13 行目4文字目まで 14行目から46行目まで	個人が識別される情報ではない。
70	(教育委員会名(市町村 名), 教員の所属・職・氏						部分開示	教員の職	個人が識別される情報ではない。

	名, 研修の実施機関名									
71	全部(研修プログラム)							部分開示	1行目15文字目から13行目4文字目まで 14行目から46行目まで	個人が識別される情報ではない。
72	教員の所属・職・氏名, 研修の実施機関名							部分開示	教員の職	個人が識別される情報ではない。
73	全部(研修プログラム)							部分開示	1行目15文字目から13行目4文字目まで 14行目から46行目まで	個人が識別される情報ではない。
74	(教育委員会名(市町村名), 教員の所属・職・氏名, 研修の実施機関名)							部分開示	教員の職	個人が識別される情報ではない。
75	全部(研修プログラム)							部分開示	1行目17文字目から13行目4文字目まで 14行目から21行目10文字目まで 22行目から28行目6文字目まで 29行目から36行目8文字目まで 37行目から43行目6文字目まで 44行目から46行目まで	個人が識別される情報ではない。
76	教員の所属・職・氏名, 研修の実施機関名							部分開示	教員の職	個人が識別される情報ではない。
77	全部(研修プログラム)							部分開示	1行目17文字目から13行目4文字目まで 14行目から21行目10文字目まで 22行目から28行目6文字目まで 29行目から36行目8文字目まで 37行目から43行目6文字目まで 44行目から46行目まで	個人が識別される情報ではない。

(注1)「通しページ」とは, 実施機関が本件行政文書の各ページに付記した通し番号であり, 長期研修関係文書と長期特別研修関係文書とで別々に付記されているものである。

(注2)「行目」とは, 文字が記載されている行を一番上から1行目として, 順次数えたものである。ただし, 一切文字の記載のない行については数えていない。

(注3)「文字目」とは, 1行中に記録された文字の一番左の文字を1文字目とし, 順次数えたものである。なお, 句読点, 記号等及び括弧については, それぞれ1文字として数えているが, 空白部分については数えていない。

(別紙2)

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
12 . 4 . 27	諮問を受けた。(諮問第89号)
12 . 6 . 8	異議申立人から意見書を受理した。
13 . 9 . 18 (第154回審査会)	事案の審議を行った。
13 . 10 . 15 (第155回審査会)	事案の審議を行った。
13 . 11 . 13 (第156回審査会)	異議申立人から意見等を聴取した。 実施機関(教育庁教職員課)から非開示理由等を聴取した。
13 . 12 . 11 (第157回審査会)	事案の審議を行った。
14 . 1 . 4	異議申立人から意見書を受理した。
14 . 1 . 9 (第158回審査会)	事案の審議を行った。
14 . 1 . 22 (第159回審査会)	事案の審議を行った。
14 . 2 . 15 (第160回審査会)	事案の審議を行った。
14 . 3 . 11 (第161回審査会)	事案の審議を行った。
14 . 3 . 27 (第162回審査会)	事案の審議を行った。
14 . 5 . 7 (第164回審査会)	事案の審議を行った。
14 . 6 . 3 (第165回審査会)	事案の審議を行った。
14 . 6 . 25 (第166回審査会)	事案の審議を行った。
14 . 7 . 8 (第167回審査会)	事案の審議を行った。
14 . 8 . 22 (第169回審査会)	事案の審議を行った。
14 . 9 . 11 (第170回審査会)	事案の審議を行った。
14 . 9 . 26 (第171回審査会)	事案の審議を行った。

(参 考)

宮城県情報公開審査会委員名簿（五十音順）

氏 名	現 職	備 考
犬 飼 健 郎	弁護士	会長
遠 藤 香 枝 子	主婦	
岡 本 勝	東北大学大学院法学研究科教授	会長職務代理者
佐々木 健 次	弁護士	
本 図 愛 実	宮城教育大学教育学部助教授	

（平成14年11月11日現在）